

2025(令和7)年度
一般社団法人広島県精神保健福祉士協会 定時総会
議案書

開催日時：2025(令和7)年6月14日(土)12:45～14:15

目 次

◆報告

I. 2024(令和6)年度事業報告 · · · · ·	P2
1 事業報告	
2 部会報告	
3 委員会報告	
4 社会的活動	

◆議案

第1号議案 2024(令和6)年度収支決算に関する件 · · · · · P21

I. 2024(令和6)年度決算報告及び監査報告

第2号議案 2025(令和7)年度事業方針・計画(案)に関する件 · · · · · P26

I. 2025(令和7)年度事業方針関係

- 1 事業方針・計画
- 2 部会の方針
- 3 委員会等の方針
- 4 社会的活動

第3号議案 2025(令和7)年度予算(案)に関する件 · · · · · P32

第4号議案 事務局移転に関する件 · · · · · P34

◆報告

I. 2024(令和6)年度事業報告

2023(令和5)年1月6日に「一般社団法人」となり2年が経過した。2024(令和6)年度は役員改選により、会長・副会長の交代、理事の減少など、これまでにない大きな変化のあった一年であったが、これまでの活動・理念を引き継ぎ、基本指針として①専門性の質の担保と向上、②専門職能団体としての基盤・組織整備、③精神保健福祉発展のための地域社会活動の推進と政策提言・情報発信とし、「ともに」を協会の統一テーマとして掲げ、事業運営及び協会活動を行った。

数年にわたる新型コロナウイルス感染拡大の影響で、部会活動等が中止、縮小せざるを得ない状況もあり、会員間相互の交流の希薄化にも拍車がかかったことで、協会活動運営にも少なからず影響があったことは今後の大変な課題となった。また、③については、一般社団法人化したものの、組織体制の問題等で十分に着手できているとは言い難く、社会的責務を果たすべき団体として課題を残すこととなった。

そのような状況の中でも、徐々に対面での活動に切り替え、久しぶりに活気ある交流の場を持つこともできた。難しい状況を乗り越え、創意工夫して会員の求める情報の提供、事業を展開しようと、理事会、事務局、各部会等で尽力したこと、まだまだ少数ではあるが、会員の中から積極的な参加やご意見があったことに改めて手応えを感じた一年でもあった。

以下、各部会等における継続課題・年度目標を達成するために様々な形での活動を展開した。

- (ア) 持続可能な協会運営に向けて、理事会、委員会等の運営方法を見直し、効率化を図った。
- (イ) 専門職としての質の向上のため、継続してケアマネジメントのフォローアップ研修の実施や、「障害者総合支援法と精神保健福祉法の一部改正」「社会的処方」「支援者のためのメンタルヘルス」等の研修を企画し実施した。また、組織強化においては、懇親会や対面での交流と施設見学を組み合わせて実施された。今後も協会員のつながりを増やす取組みとして継続できればと考えている。
- (ウ) 専門職としての倫理課題については、啓発動画の公開を継続し、県内の養成機関のみならず中四国各県協会等、広く専門職能団体への啓発活動に加え、倫理綱領の勉強会の場をメーリングリスト等にて発信し、専門職の倫理について考える機会を継続して提供していった。
- (エ) 災害支援対策については、引き続き広島県災害復興支援士業連絡会を通じての平時協力の協議に加え、個々の会員が災害支援活動に関する意識を高めるため、「災害時の精神保健福祉士の役割」について研修を実施した。
- (オ) 司法福祉に関しては依然として精神保健福祉士に対するニーズも高く、広島弁護士会をチームリーダーとする「更生保護プロジェクト」へ参画し、広島県社会福祉士会とともに触法の障害のある方の支援を行った。当会においての受任者を選定し、障害当事者の地域生活支援の一助を担った。
- (カ) 生涯研修については、公益社団法人日本精神保健福祉士協会と連携し基幹研修Ⅱを開催した。また、「新たな認定精神保健福祉士制度について共に学ぶ会」を開催し、周知に努めた。

(1) 2024(令和6)年度 通常総会

書面決議とした。ハイブリッド方式にて開催。

(2) 役員会(理事会)

ほぼオンライン開催(Zoom)とし、開催頻度を月1回とした。

第1回	2024(令和6)年 4月18日(木)
第2回	2024(令和6)年 5月16日(木)
第3回	2024(令和6)年 6月20日(木)
第4回	2024(令和6)年 7月25日(木)

第5回	2024(令和6)年	8月22日(木)
第6回	2024(令和6)年	9月26日(木)
第7回	2024(令和6)年	10月24日(木)
第8回	2024(令和6)年	11月28日(木)
第9回	2024(令和6)年	12月26日(木)
第10回	2025(令和7)年	1月19日(木) 研修会終了後にハイブリッドにて開催
第11回	2025(令和7)年	2月27日(木)
第12回	2025(令和7)年	3月27日(木)

(3) 三役会

理事会開催前に実施し、議題の確認や事前共有等を行った。

(4) 広報活動

ホームページにて、求人情報、研修案内を掲載した。理事会議事録は掲載できなかった。

県立広島大学オープンキャンパスにおいて職能団体相談ブースが企画され参加。精神保健福祉士の業務紹介やパンフレット配布等を実施した。

(5) 第39回中四国精神保健福祉士大会鳥取大会 各県連絡会議 2024(令和6)年11月2日(土)

当協会からは大歳会長が出席した。

2. 部会報告

1) 研修部会

部会長：中原 直子 ((医社)川岡クリニック広島メディカルクリニック)

【部会体制】

部会長：中原直子 ((医社)川岡クリニック広島メディカルクリニック)

副部長：渡辺大貴 (相談支援事業所ヴァンペール)

部会員：岩本麻寿美 (広島県教育委員会)、内村明人 (竹原病院)、

西本幸子 (就労継続支援A型ジョブースガーベラ)、

向井梓子 (尾道さつき会グループホームブライト)

【事業報告】

(1) 部会等の開催状況

回	日 程	場 所	内 容 等
1	2024(令和6)年4月3日	ZOOMにてリモート会議	新部会員一継続部会員自己紹介 2024(令和6)年度部会体制や活動計画（目標、研修内容、役割分担等）について
2	2024(令和6)年6月7日	ZOOMにてリモート会議	第1回研修会について打合せ（スケジュール・講師依頼・役割分担確認） 総会、県協会の取り組みの共有
3	2024(令和6)年8月16日	ZOOMにてリモート会議	第1回研修会について打合せ（スケジュール・進捗状況確認）
4	2024(令和6)年9月16日	広島テクノプラザ	第1回研修会開催 振り返り、次回研修打合せ

5	2024(令和6)年10月31日	ZOOMにてリモート会議	第2回研修会について打合せ（スケジュール・役割分担確認）
6	2025(令和7)年1月19日	広島テクノプラザ	第2回研修会開催 振り返り、次年度計画確認
7	2025(令和7)年2月6日	研修会会場下見（エディオンピーススティング広島）	組織強化部会とのイベント（研修）合同開催に向けた見学・打合せ
8	2025(令和7)年2月7日	ZOOMにてリモート会議	今年の活動について振り返り 来年度目標及び計画（部会体制、活動、計画、役割分担等）について

(2) 主催事業の実施状況

①第1回研修会

研修名	明日からのかかわりに活かす法制度のはなし 障害者総合支援法と精神保健福祉法の一部改正について精神保健福祉士としてともに学びませんか
開催日時	2024(令和6)年9月16日（月・祝）13:30～15:30(受付13:00～)
開催方法	ハイブリッド開催（会場：広島テクノプラザD研修室、オンライン：ZOOM）
参加者数	45名（会場：8名、オンライン：37名）
参加費	会員（県協会・日本協会支部構成員）1,000円、非会員2,000円、学生500円
プログラム	◆講義 講師：金子 努 氏（県立広島大学保健福祉学部 保健福祉学科 教授） ◆質疑応答
実施効果	本研修は、2024(令和6)年4月より施行された改正障害者総合支援法及び改正精神保健福祉法の内容を改めて学ぶとともに、施行後の現状や課題に対して精神保健福祉士としての視点を見直し、深める機会とすることを目的に開催した。

【評価と今後の課題】

- ・県立広島大学 金子氏からは、今年度より改正されている障害者総合支援法及び改正精神保健福祉法について、改正のポイントと、精神保健福祉士として実践を通して求められる法令順守、人権感覚を磨く事について講義頂いた。参加者アンケートでは、実践の中で人権や法律に対する意識を高めていきたいとする意見が多く寄せられた。
- ・オンラインにおいて一部音声が聞き取りにくい状況が発生した。今後オンラインでの状況を確認できるスタッフの配置や事前のリハーサルでの音声・映像確認などを通して改善に努めていきたい。
- ハイブリッド開催により参加者数が増加傾向にある。オンライン参加のメリットを実感する一方で、会場での参加者数を増やすための研修内容の検討は継続する必要があると感じられた。

報告者：内村 明人（竹原病院）

②第2回研修会

研修名	支援者のためのメンタルヘルス～ポリヴェーガルな視点から心と身体に安心を育む～
開催日時	2025(令和7)年1月19日(日)13:30～15:30(受付13:00～)
開催方法	ハイブリッド開催(会場:広島テクノプラザD研修室、オンライン:ZOOM)
参加者数	36名(会場:16名、オンライン:20名)
参加費	会員(県協会・日本協会支部構成員)1,000円、非会員2,000円、学生500円
プログラム	<p>◆講義 講師:浮田 朋子 氏 (臨床心理士・公認心理師/広島県臨床心理士会福祉部会代表/広島県公認心理師協会理事)</p> <p>◆事例</p> <p>◆質疑応答・総評</p>
実施効果	クライエントと向き合うと同時に、自らの理解についても常に疑いながら実践を続ける精神保健福祉士だからこそ抱える葛藤がある。私たちが強いストレスを受けた時に、心や身体に起こる影響について考える機会をつくるため、自律神経の働きを精神生理学から考えるポリヴェーガル理論について学び、参加者自身のメンタルヘルスを向上させることを目的に開催した。

【評価と今後の課題】

- ・臨床心理士・公認心理師である浮田 朋子 氏より自律神経の働きを精神生理学から考えるポリヴェーガル理論について講義頂いた。その後、事例を元に、ポリヴェーガル理論の視点から浮田氏とその時に生じていた自身の状況を振り返り、今後の対応についてアドバイスを頂いた。参加者アンケートでは、自身のメンタルヘルス、そして対象者さんとの関わり方について参考になったという意見が多く、次回の開催の要望もあった。
- ・前回の研修時の課題であったオンラインにおいての音声状況については、実施前にスタッフで確認作業を行い、オンラインでの状況確認を実施する事で改善できた。オンラインと現場の雰囲気や熱量の差はあまりなかったとアンケートから推察できるが、会場での参加者数を増やすための検討は今後も引き続き必要であると感じた。また、今後の開催をよりスムーズに実施するために研修開催時のマニュアルの作成をすすめていく。

報告者:向井梓子(尾道さつき会)

(2) ケアマネジメント部会

部会長:光岡 美里(小田クリニック)

【部会体制】

部会長:光岡美里(小田クリニック)

部会員:尾添隆(府中みくまり病院)、垣尾泰弘(ワークセンターなかよし)、

金子百合子(地域生活支援センターまほろば)、中村真智子(草津病院)、

長谷部隆一(広島国際大学)

【活動報告】

地域実践のための精神保健福祉講座ならびに障害者ケアマネジメント スキルアップ研修は、障害当事者主体の立場に立ち、地域生活支援を進めるという部会ビジョンを基に実施した。「社会的処方」では、地域を巻き込み人

が他者や地域とつながることで、人々の生活の質の向上や孤立の防止が期待できるという仕組みを知り、参加者それぞれが自分でできる取り組みを考える機会となった。ケアマネジメント スキルアップ研修では、ストレングス視点と生活者の視点によるリカバリー志向のケアマネジメントについて改めて学ぶ機会となった。

<2024(令和6)年度部会開催日>

- 第1回 2024(令和6)年5月8日(水)19:00~21:00
- 第2回 2024(令和6)年7月4日(木)19:00~21:00
- 第3回 2024(令和6)年8月8日(木)19:00~21:00
- 第4回 2024(令和6)年9月30日(月)19:00~21:00
- 第5回 2024(令和6)年10月21日(月)19:00~21:00
- 第6回 2024(令和6)年12月2日(月)19:00~21:00
- 第7回 2025(令和7)年1月6日(月)19:00~21:00
- 第8回 2025(令和7)年1月26日(日)16:00~16:30

■2024(令和6)年度地域公開講座

「地域で生活をすることを支える」をテーマとし、メンタルヘルスの課題解決に向けて、中長期的な視点をもち戦略的に行う。そのため専門職以外の方の参加、広く県民の参加も促し、地域ぐるみで支える包括ケア考察の一助とすることを目的に開催している。

(講座開催のねらい)

- ・「社会的処方」について、その理論及び理論的背景を学ぶ。
- ・「社会的処方」という切り口で、孤立・孤独を減らし、市民のメンタルヘルスの向上に寄与されている養父市の実践について学ぶ。
- ・専門職だけでなく、一般市民の誰もがリンクワーカーとしての役割を担って取り組まれている養父市の仕組みづくりを学ぶ。

テーマ：「人とまちとのつながりで人が元気になる仕組み”社会的処方”とは？

～養父市の取り組みを通して学ぼう！～」

講 師：守本陽一氏（一般社団法人ケアと暮らしの編集社 代表理事、豊岡健康福祉事務所 企画課、医師）

余根田一明氏（養父市 健康福祉部 社会的処方推進課 課長）

日 時：2024(令和6)年11月16日(土)13:30~16:00

場 所：広島市南区福祉センター3階 大会議室にて対面開催。

参加者：会員・家族・当事者39名、非会員24名 合計63名。

■2024(令和6)年度 障害者ケアマネジメント スキルアップ研修

この研修では、佐藤氏の提唱される「ミスピジションモデル」についての事前オンデマンド講義、及びグループワーク（演習）を行うことで「本人主体のケアマネジメント」について学び、支援者の資質の向上（スキルアップ）を目指すことにつながった。

講 師：佐藤 光正氏（駒澤大学 教授）

日 時：2025(令和7)年1月26日(日)9:30~16:00

Zoomにてオンライン開催。

参加者：協会員・事業所連絡会会員6名、非会員7名 合計13名

(3) 組織強化部会

部会長：森川 尚子（ヴィータ）

【部会体制】

部会長：森川尚子（ヴィータ）

副部会長：田岡史光（賀茂精神医療センター）

部会員：井原美香（ニココンシェル）、平岡拓（友和病院）、

藤井柔郎（地域生活支援センターまほろば）、村上百花（宗近病院）

【活動報告】

「ともにつながる」をテーマに活動を行った。

コロナ禍以降、感染拡大を考慮し対面での活動を控えていたが、今年度は主に対面で活動を行った。会員同士が交流を図る事で、協会の組織強化につながる事を期待して交流会を実施した。協会活動の情報発信として広報誌（つながろうじやん）を発行した。交流会などを通じて、協会活動に興味を持たれ参加を申し出て下さる方もおり、協会の組織強化につながった。

＜会議の開催＞

【部会会議】

2024（令和6）年 5月 8日（水）（リモート開催）

2024（令和6）年 6月 19日（水）（リモート開催）

2024（令和6）年 7月 31日（水）（リモート開催）

2024（令和6）年 9月 18日（水）（リモート開催）

2024（令和6）年 11月 13日（水）（リモート開催）

2025（令和7）年 1月 22日（水）（リモート開催）

2025（令和7）年 2月 12日（水）（リモート開催）

2025（令和7）年 3月 12日（水）（リモート開催）

【研修部会との合同会議】

研修部会と合同企画を計画している。2025年7月に実施予定。

2024（令和6）年 8月 8日（木）（リモート開催）

2025（令和7）年 2月 6日（木）（対面開催）

【三団体交流イベントに関する会議】

2024（令和6）年度は、広島県社会福祉士会・広島県ソーシャルワーカー協会・広島県精神保健福祉士協会の三団体のソーシャルワーカー同士の交流と相互理解を深めることを目的とした具体的なイベント活動は行っていない。今後の活動の在り方について意見交換を行った。

＜事業について＞

【交流会】

・懇親会

日 時：2024（令和6）年 6月 30日（日）

場 所：博多焼き鳥 巻きの助 広島駅前店

参加者：21名

内 容：定時総会後に開催した。コロナ禍以降、初めて対面での開催となった。この懇親会に参加したこと

をきっかけに協会活動に興味持ち、部会に加入した方もおられた。

・忘年会

日 時：2024（令和6）年12月14日（土）

場 所：豊丸水産 広島駅新幹線口店

参加者：11名

内 容：基幹研修Ⅱ終了後に開催した。会員同士が交流する機会として忘年会を企画した。

参加者が想定していた人数よりも少數ではあったが、密に交流を持つことができた。

・交流会～施設見学及び意見交換～

日 時：2025（令和7）年3月8日（土）

場 所：こころホスピタル草津

参加者：27名

内 容：こころホスピタル草津にて病棟および関連施設の見学を行った。見学を終えた後、各グループに分かれて座談会を行った。

終了後のアンケートでは、「いろいろな情報を聞くことができて勉強になった」「法人を超えた繋がりは貴重」「他の同業種の方の話が聞けて色々な意味で励みになった」などの回答があり、部会テーマである“ともにつながる”機会となった。

[広報誌]

2024（令和6）年9月、2025（令和7）年4月発行

[地区協力員]

各圏域の協会員に依頼し、災害時の情報収集や各地区での会員派遣依頼の際等に中心的な役割を担っていただくことを目的に編成。

2024年度の地区協力員は以下の通り。

中央 — 石原裕子（地域生活支援センター365）

尾三 — 不在

北部 — 不在

西部 — 小川昌智（さくら相談支援事業所）

福山 — 飯泉姿帆（精神保健センターえきや）

呉 — 菰口陽明（呉医療センター）

広島 — 田高寛士（地域生活支援センターふれあい）

[その他]

・2024（令和6）年6月29日（土）県立広島大学オープンキャンパスにおける職能団体相談対応

(4) 倫理部会

【部会体制】

部会長：—

部会員：竹宮孝宏（地域生活支援センターさ・ポート）、力石実果（下永病院）、

永谷有里（楽生苑相談支援事業所）、長谷部隆一（広島国際大学）、

藤若千恵（相談支援事業所ほのぼの）、八津川史帆（みつぎ清風園）

【活動報告】

- ・部会内で倫理綱領の勉強会を行い、そのまとめ「そういうことね！倫理綱領」を協会 ML と MM にて発信し、協会員にも倫理綱領を共に考える機会の提供をした。
- ・協会員以外にも活動の一部を見るよう倫理 WEB 動画のダイジェスト版を 2023(令和 5) 年度に協会ホームページ中央にアップしたものを継続して、倫理 WEB 動画視聴につながるようにした。
- ・協会主催の各研修案内に「倫理綱領のどこの部分を意識しての開催かを記載していただくことにより倫理綱領を共に意識する機会を増やした。
- ・2025(令和 7) 年度に向け、「協会活動及び PSW 業務振り返りシート」アンケート調査実施に向けての企画・準備をした。
- ・倫理 WEB 動画を県内外の大学授業などでも利用していただき、学生からの感想を届けてもらった。

2024(令和 6) 年 7 月	広島国際大学 長谷部 隆一氏
2024(令和 6) 年 11 月	川崎医療福祉大学 中山 真氏 (救護施設 浦安荘)
2024(令和 6) 年 12 月	
2025(令和 7) 年 1 月	広島国際大学 長谷部 隆一氏

＜会議の開催＞

回	日程	場所
1	2024(令和 6) 年 4 月 12 日(金)	Zoom にてリモート会議
2	2024(令和 6) 年 6 月 14 日(金)	Zoom にてリモート会議
3	2024(令和 6) 年 7 月 19 日(金)	Zoom にてリモート会議
4	2024(令和 6) 年 8 月 9 日(金)	Zoom にてリモート会議
5	2024(令和 6) 年 9 月 13 日(金)	Zoom にてリモート会議
6	2024(令和 6) 年 10 月 11 日(金)	Zoom にてリモート会議
7	2024(令和 6) 年 11 月 15 日(金)	Zoom にてリモート会議
8	2024(令和 6) 年 12 月 13 日(金)	Zoom にてリモート会議
9	2025(令和 7) 年 1 月 10 日(金)	Zoom にてリモート会議
10	2025(令和 7) 年 2 月 12 日(水)	Zoom にてリモート会議
11	2025(令和 7) 年 3 月 14 日(金)	Zoom にてリモート会議

3. 委員会報告

(1) 災害対策支援委員会

藤井 知佳 (フロントライン)

【委員会体制】

委員長：藤井知佳 (フロントライン)

委 員：赤木英子 (広島県教育委員会) 、大成杏子 (広島市己斐・己斐上地域包括支援センター) 、
楫賀丈士 (県立広島病院) 、得能千佳 (小泉病院)

【活動報告】

- ・近年の豪雨災害の経験を元に、平時より個々の会員が災害支援活動に関する意識を高め、必要時に精神保健福祉士の専門性を十分に発揮できる体制を構築しておく必要があるため、現実的かつ実行可能な災害対

策計画の見直しを行なった。また、災害ボランティアエントリーシートの啓発、発災後のスクリーニングシート、協会員に対して実施予定の防災減災意識アンケートの検討を行った。

- ・ “災害時、精神保健福祉士として何か役に立ちたいけど、具体的に何ができるのだろうか…”と考え続け見えてきた精神保健福祉士や精神保健福祉士協会に出来ること～私達の強みを共有し役割の見える化を目指して～をテーマに賀茂精神医療センター大下哲史氏を講師に研修会を実施した。

- ・ 広島県災害復興支援士業連絡会への参加。平時の連携、発災後の県民メンタルヘルスの観点で当会の役割を認識しながら参画をした。

- “災害時、精神保健福祉士として何か役に立ちたいけど、具体的に何ができるのだろうか…”と考え続け見えてきた精神保健福祉士や精神保健福祉士協会に出来ること～私達の強みを共有し役割の見える化を目指して～

2025（令和7）年2月9日（日）13:30～15:00（ハイブリッド形式）

講 師：大下哲史氏（独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター）

参加者：21名

- 日本精神保健福祉士協会主催 第4回全国災害対策委員講習会

2024（令和6）年11月30日（土）13:00～16:35（リモート開催）

災害対策支援委員 2名出席

- 災害対策支援委員会検討会

2024（令和6）年9月17日（火）18:30～19:30（リモート開催）

2024（令和6）年10月18日（金）18:30～19:30（リモート開催）

2024（令和6）年12月11日（水）18:40～19:40（リモート開催）

2025（令和7）年1月21日（火）18:45～19:45（リモート開催）

・ 今年度の振り返りと次年度計画について検討

・ 研修会の企画など

- 広島県災害復興支援士業連絡会定例会（15団体）

- ・ 【参加団体】

広島弁護士会、広島司法書士会、広島県行政書士会、中国税理士会広島県西部支部連合会、日本技術士会中国支部、広島県土地家屋調査士会、広島県建築士会、広島県社会保険労務士会、広島県社会福祉士会、広島県介護福祉士会、日本海事代理士会中国支部、広島県不動産鑑定士協会、広島JRAT（広島リハビリテーション推進協議会）、日本司法支援センター広島地方事務所、広島県精神保健福祉士協会

【開催日時】

2024（令和6）年4月23日（火）18:30～20:30（オンライン）

2024（令和6）年6月28日（金）18:30～20:30（オンライン）

2024（令和6）年8月29日（木）18:30～20:30（オンライン）

2024（令和6）年10月30日（水）18:30～20:30（オンライン）

2025（令和7）年1月15日（水）18:30～20:30（広島県弁護士会館）

【協議内容】

- ・広島土砂災害への専門家派遣について
- ・大原ハイツ復興まちづくり支援について
- ・関係機関団体連絡会議について
- ・広島県との協定について
- ・2024(令和6)年度「協働によるまちづくり」(廿日市市市民活動センター)
- ・「災害から身を守るための防災教室」事業計画(案)検討 など

(2) 基幹研修委員会

嶋屋 孝洋 (ソーシャルインクルー株式会社)

【委員会体制】

委員長：嶋屋孝洋 (ソーシャルインクルー株式会社)

委 員：古川恵 (ふたば病院)、木野内留美 (ももの里病院)

【活動報告】

- ・「2024(令和6)年度公益社団法人日本精神保健福祉士協会『生涯研修制度』委託事業 基幹研修Ⅱ in 広島」の企画、運営を行った。
- ・参加者10名であったが、研修内容は各講師の熱のこもった講義をしていただき、グループワークも活発な意見交換がされていた。基幹研修Ⅱ開催については、今後は早めの広報をするよう改善していきたい。

開催日：2024(令和6)年12月14日(土)

開催方法：広島市東区地域福祉センター ボランティア研修室

参加者：10人

(内訳、日本精神保健福祉士協会構成員広島県支部会員5人、
日本精神保健福祉士協会構成員岡山県支部会員5人)

〈会議の開催〉

回	日程	場所
1	2024(令和6)年 6月11日	Zoomにてリモート会議
2	2024(令和6)年 7月 9日	Zoomにてリモート会議
3	2024(令和6)年 8月 27日	Zoomにてリモート会議
4	2024(令和6)年 12月 12日	Zoomにてリモート会議

(3) 司法福祉委員会

原田 葉子 (地域生活支援センターふれあい)

【委員会体制】

委員長：原田葉子 (地域生活支援センターふれあい)

委 員：上堂薦順代 (ジェイ・ワークス株)、橋本圭子 (広島文教大学)、

【活動報告】

- ・広島弁護士会をチームリーダーとする「更生保護プロジェクト」へ参画し、広島県社会福祉士会とともに、触法の障害のある方の判決前後の支援を検討、実施した。当会においての受任者を選定し、障害当事者の地域生活支援の一助を担った。
- ・また、触法の障害のある方の支援を充実させる観点、精神保健福祉士として社会貢献をしていくという観点から、広島弁護士会、広島県社会福祉士会と当会とで昨年連携協定を締結したことから今年度は弁護士会より依頼件数が19件あり、更生支援計画作成等の協力を行った。

- ・先進地研修にて福岡県北九州市での視察を行った、行政が司法福祉への関与に積極的であり、業務として基幹相談支援センターが更生支援計画作成に取り組んでいる実態を学んだ。

○三会合同司法福祉委員会研修会

場所：2024（令和6）年11月22日（金）18:00～20:00

会場：広島弁護士会館（オンライン参加あり）

○今年度、当会で対応した更生保護案件と担当者は以下の通り。

6号…原田葉子 氏（地域生活支援センターふれあい）

8号…橋本圭子 氏（広島文教大学）

11号…橋本圭子 氏（広島文教大学）

15号…原田葉子 氏（地域生活支援センターふれあい）

○広島県弁護士会主催 更生保護プロジェクトチーム会議

2024（令和6）年5月16日（木）19:00～20:30（オンライン）

2024（令和6）年7月18日（木）19:00～20:30（オンライン）

2024（令和6）年9月19日（木）19:00～20:30（オンライン）

2024（令和6）年11月20日（木）19:00～20:30（オンライン）

2025（令和7）年1月23日（木）19:00～20:30（オンライン）

2025（令和7）年3月13日（木）19:00～20:30（オンライン）

協議内容

・更生保護案件の支援についての検討と報告

・司法福祉連携による今後の支援の方向性 など

4. 社会的活動

(1) 一般社団法人 広島県精神保健福祉協会 役員 大歳 明子（相談支援事業所ACTひろしまリベルタ）

【通常総会】

2024（令和6）年6月27日 令和6年度通常総会 広島県医師会館 ※Zoom併用

【理事会】

2024（令和6）年5月30日 令和6年度第1回理事会

2024（令和6）年6月27日 令和6年度第2回理事会 広島県医師会館 オンラインにて出席

2024（令和6）年12月12日 令和6年度第3回理事会

1. 精神保健福祉普及啓発研修事業

広島県精神保健福祉協会長表彰の選考、地域精神保健研修会として、通常総会と同日に下記研修会を開催した。

講演「若者に急増する 処方薬依存や市販薬依存について」

講師 KONUMA 記念依存とこころの研究所所長 加賀谷 有行氏

(2) 広島県精神障害者地域生活支援推進協議会

大歳 明子（相談支援事業所ACTひろしまリベルタ）

2024（令和6）年度の開催はなかった。

(3) あんしんサポートセンターかけはし

光岡 美里（小田クリニック）

高齢者・障害者の権利擁護を進めるひろしま社協委員会 契約締結審査部会

第1回 2024(令和6)年6月12日(水)

・ひろしま社協委員会 13:30～15:00

・契約締結審査部会 15:15～17:00

第2回 2024(令和6)年10月9日(水)

・ひろしま社協委員会 13:30～15:00

・契約締結審査部会 15:10～17:15

第3回 2025(令和7)年2月12日(水)

・ひろしま社協委員会 13:30～15:00

・契約締結審査部会 15:10～17:15

かけはしから法定後見に移行した方が良いケースが散見される中、なかなか移行が進まないという課題が県内各社協から抽出された。本人や家族の課題、「本人や家族の成年後見制度に対する理解が進まない、本人の拒否が見られるため本人申立てが進まない」等、関係者の課題は「関係者の成年後見制度に対する理解が進まない、申立て準備の段階で、医師の診断書作成など、必要な書類準備に時間がかかり進まない」等がある。このような市町の状況が見られる中で、成年後見制度への移行が必要な利用者を適切に後見制度につなぐことができるよう、市町社協に対して本会が取り組むべき支援内容について検討した。これらの課題を受け、広島県成年後見制度等推進検討会議においてワーキングチームを編成し、成年後見制度等権利擁護に関するガイドラインが作成された。契約締結部会においても、死後の預かり物品の処遇について適正に審査された。

(4) 広島県福祉サービス運営適正化委員会

藤田 泰弘（ここジョブ草津本町）

社会福祉法人広島県社会福祉協議会から当委員会の委員として委嘱を受けた期間は、2023（令和5）年1月12日から2025（令和7）年1月11日の2年間であり、今年度が最後の活動となった。

当委員会は、福祉サービス利用援助事業の適正な運営確保のための運営監視合議体と福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するための苦情解決合議体にて構成されている。

運営監視合議体では福祉サービス利用援助事業の適正な運営のための意見、苦情解決合議体では主に利用者の人権擁護や障害者虐待防止等の観点から各事案の解決に向けた意見を述べたものである。

なお、2024（令和6）年度における各種合議体等への参加状況は以下のとおりである。

（運営監視合議体および苦情解決合議体等への参加状況）

日時	場所	内容
2024（令和6）年5月23日 13:30～16:30	広島県社会福祉会館	第1回本会議 第1回運営監視合議体 第1回苦情解決合議体
2024（令和6）年7月26日 13:30～15:30	広島県社会福祉会館	第2回苦情解決合議体 (新型コロナウイルス感染症罹患のため欠席)
2024（令和6）年12月2日 13:30～17:00	広島県社会福祉会館	第2回運営監視合議体 第3回苦情解決合議体

(5) 広島県精神医療審査会

有光 憲子（安芸太田病院）

【委員】第2合議体 → 2024年10月～ 第3合議体 新田美奈子（光の丘病院）

第5合議体 → 2024年10月～ 第1合議体 有光憲子（安芸太田病院）

(1) 審査会開催日、場所（広島県立総合精神保健福祉センター）

〔第2合議体 → 第3合議体〕委員：新田

1. 2024(令和6)年 5月 15日(水)
2. 2024(令和6)年 8月 7日(水)
3. 2024(令和6)年 11月 7日(木)
4. 2025(令和7)年 1月 23日(木)

〔第5合議体 → 第1合議体〕委員：有光

1. 2024(令和6)年 4月 25日(木)
2. 2024(令和6)年 7月 25日(木)
3. 2024(令和6)年 9月 19日(木)
4. 2024(令和6)年 10月 17日(木)
5. 2024(令和6)年 12月 26日(木)
6. 2025(令和7)年 3月 13日(木)

〔全体会〕2024(令和6)年 10月 3日(木)

(2) 退院・処遇改善請求の意見聴取の開催日時、場所

〈退院請求〉

〔第3合議体〕

2025(令和7)年 1月 23日(火)

県東部圏域 病院

〈処遇改善請求〉

なし

(3) まとめ

精神保健福祉法の改正に伴い、精神医療審査会はこれまでの審査に加えて、措置入院の審査や医療保護入院の更新届の審査を行うことになった。県の審査会においてはその開催を現地とオンラインとのハイブリッドで行うこと可能となった。

審査件数は、当初更新届が増える10月以降1審査会あたり600件程度と予想していたものの、電話相談記録を含め300件程度で推移している。

意見聴取は退院請求1件のみで、現入院適当の判断に、退院調整についての意見を付記した。

医療保護入院が有期となり、入院必要性の判断、退院支援委員会の開催、同意書の取得等、医療機関では対応に追われた1年になったのではないだろうか。退院に向けた取り組みには患者以外の要因（社会的課題）も記載されており、本人・家族等との対話や地域支援事業所の連携がますます求められ、精神保健福祉士の役割が問われていると感じる。

(6) 広島市精神医療審査会

中川 裕子（己斐ヶ丘病院）・林 真由美（広島第一病院）

○合議体 中川裕子（己斐ヶ丘病院）

広島市精神医療審査会委員としての活動は以下のとおりである。

広島市精神医療審査会での審査案件は、医療保護入院者の退院請求・処遇改善請求、医療保護入院者入院届及び定期病状報告書、措置入院者定期病状報告書である。それぞれ入院時の手続きや取扱いが適当であるか、現入院形態での入院及び入院継続が適当であるかを審査する。

今年度精神保健福祉法の一部改正があり、審査会で審議する書類の数は1.5倍程度に増えた。1年に1回の定期病状報告書が半年ごとの期間更新届となり新規入院は3か月ごとに期間更新届を提出する。措置診察の報告書も審査対象となった。大きく制度が変わった初年度ということもあり、当初は書式の不備や制度の理解不足のための間違いなども多く、現場が対応に苦慮している様子がうかがえた。医療保護入院の期間と家族同意を厳格にし、市町村長同意には保健師の訪問を必須とした。入院期間の短期化を目指すものであろうがこの法改正によって手続きは煩雑となり書類は増大した。一方で医療現場はさほど変化していない。実効ある改革が求められる。

日時	場所	内容
2024（令和6）年4月3日	広島市精神保健福祉センター	広島市精神医療審査会全体会
2024（令和6）年4月17日	広島市精神保健福祉センター	第2回広島市精神医療審査会
2024（令和6）年4月22日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2024（令和6）年5月28日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2024（令和6）年6月12日	広島市精神保健福祉センター	第6回広島市精神医療審査会
2024（令和6）年6月21日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2024（令和6）年6月26日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2024（令和6）年8月21日	広島市精神保健福祉センター	第10回広島市精神医療審査会
2024（令和6）年9月3日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2024（令和6）年10月16日	広島市精神保健福祉センター	第14回広島市精神医療審査会
2024（令和6）年12月18日	広島市精神保健福祉センター	第18回広島市精神医療審査会
2025（令和7）年2月12日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2025（令和7）年2月19日	広島市精神保健福祉センター	第22回広島市精神医療審査会
2025（令和7）年3月7日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取

D合議体 林 真由美（広島第一病院）

審査会委員として3期目となった。定例の審査会は2カ月に1度あり、その他、退院請求・処遇改善請求があれば、当該患者入院中の病院に赴き意見聴取を行った。2024（令和6）年度の法改正により、審査会においては、医療保護入院における入院期間更新届や措置入院時の入院時審査が審査対象となり、1回あたりの審査件数が1.5倍となった。運営方法についてのアンケートでは、合議体数、開催回数、対面などの意見を各委員から募っていたが、最終的には、現状維持となった。審査件数は増加しているものの、精神障害者の福祉に関する有識者という立場で審査する上で、1例ごとに丁寧に真摯に向き合う点を忘れず、適正な入院治療や退院支援が行われているか、問題意識を持ち続け臨むという姿勢で行っている。

経験知でのケースワークでは得られない知識、技術を求められるため、情報収集の方法や思考について、自己研鑽の時間を持つよう努力している。今後も、精神保健福祉士の存在意義を意識しながら、権利擁護の視点をもった専門性を発揮していきたい。

日時	場所	内容
2024（令和6）年4月25日（木）	広島市内病院	退院請求聞き取り調査

2024(令和6)年5月15日(水)	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 医療保護入院者定期病状報告書 措置入院者定期病状報告 退院等請求	100件 36件 2件 1件
2024(令和6)年6月18日(火)	広島市内病院	退院請求聞き取り調査	
2024(令和6)年7月4日(木)	広島市内病院	退院請求聞き取り調査	
2024(令和6)年7月17日(水)	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 医療保護入院者の入院期間更新届 措置入院決定報告書 措置入院者定期病状報告 退院等請求	131件 2件 8件 1件 3件
2024(令和6)年7月24日(水)	広島市内病院	退院請求聞き取り調査	
2024(令和6)年9月11日(水)	広島市内病院	退院請求聞き取り調査	
2024(令和6)年9月18日(水)	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 医療保護入院者の入院期間更新届 措置入院決定報告書 措置入院者定期病状報告 退院等請求	119件 17件 0件 4件 2件
2024(令和6)年11月7日(水)	広島市内病院	退院請求聞き取り調査	
2024(令和6)年11月20日(水)	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 医療保護入院者の入院期間更新届 措置入院決定報告書 措置入院者定期病状報告 退院等請求	99件 44件 0件 1件 1件
2024(令和6)年12月26日(木)	広島市内病院	退院請求聞き取り調査	
2024(令和7)年3月19日(水)	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 医療保護入院者の入院期間更新届 措置入院決定報告書 措置入院者定期病状報告 退院等請求	120件 73件 1件 0件 2件

(7) 広島市障害者自立支援協議会

原田 葉子 (地域生活支援センターふれあい)

①全体会は年2回の開催であり、内容として第1回は相談支援専門部会について、精神障害者地域支援部会の実施状況報告、障害者虐待の現況について、第2回は委託相談事業者評価委員会における評価結果報告、地域生活支援拠点等の実施状況報告、日中サービス支援型共同生活援助の各地域部会での評価等結果の報告について、であった。新たな取り組みである地域生活支援拠点の運営状況や、「にも包括」の取り組みである精神障害者地域支援部会には動きもあって内容も充実していたが、相談支援体制の要となる基幹相談支援センター・委託相談支援事業所の機能は停滞しているようにも思える状況でもあり、地域部会の活性化と、市内8区での設置となっているが広島市としてより重層的な相談支援体制の検討と、本来の機能が果たせるような見直しを数年かけて行うことが必要ではないかと思われた。

＜全体会＞

第1回 2024(令和6)年 7月11日(火)19:00～20:30

第2回 2025(令和7)年 1月28日(火)19:00～20:30

②原田がコアメンバーとして参加している精神障害者地域支援部会においては、各区の実情に応じて医療、保健、福祉の関係者が課題を検討できるような場を設定することができ、市としても8区のとりまとめや市内の医療機関との関係構築など具体的な課題を抽出し、関係機関と共に認識を持ち、にも包括に取り組めるような基盤が出来てきたように感じる。

「にも包括」の取り組みとしては、課題抽出にて優先度の高かった「地域移行」<アウトリーチ>について12月よりプロジェクトチームを組織し、より具体的に市の政策として進めていく方向性の協議、検討を開始している（原田はアウトリーチに参加）

昨年度より開催している「にも包括」構築連携会議においては、広島市内すべての精神科病床を持つ病院からPSWや看護師の参加があり、地域連携を充実していく上で各区基幹相談支援センター・相談支援事業所とのグループワーク等を通して精神障害者の地域生活支援の課題を共有することができ、今後のより密な連携に繋がる機会となった。

＜精神障害者地域支援部会＞

第1回 2024(令和6)年9月10日(火) 18:30～20:00

第2回 2025(令和7)年3月10日(月) 18:30～20:00

＜「にも包括」構築のためのコアメンバー会議＞

第1回 2024(令和6)年4月22日(月) 15:00～17:00

第2回 2024(令和6)年6月10日(月) 15:00～17:00

第3回 2024(令和6)年8月5日(月) 15:00～17:00

第4回 2024(令和6)年10月7日(月) 15:00～17:00

第5回 2024(令和6)年12月9日(月) 15:00～17:00

第6回 2025(令和7)年2月12日(月) 15:00～17:00

第7回 2025(令和7)年3月17日(月) 15:00～17:00

＜「にも包括」構築連携会議＞

2025(令和7)年1月28日(火) 14:30～17:00

国のにも包括推進アドバイザー

岡部氏を招いて開催

＜アウトリーチプロジェクトチーム会議＞

第1回 2024(令和6)年12月4日(水) 18:00～20:00

第2回 2025(令和7)年1月8日(水) 18:00～20:00

第3回 2025(令和7)年2月5日(水) 18:00～20:00

第4回 2025(令和7)年3月5日(水) 18:00～20:00

(8) 広島市障害支援区分認定等審査会

原田 葉子（地域生活支援センターふれあい）

広島市は8区に分かれて審査会を開催しており、安佐南区に笠原義昭（あさきた相談支援センター・ウイング）、東区に原田葉子の2名が当協会より合議体委員として派遣されている。広島市全区の認定状況によると、区によつ

て疑義及び区分変更の件数にはばらつきがある。市全体として適切な2次判定が行えるよう、各区の審査会において活発な意見交換や協議が行われる必要がある。

東区の合議体では、隔週水曜19:00～毎回20件程度の審査が行われ、今年度は新規申請の精神障害ケースが増えており、医師や看護師等の専門職で構成される合議体において今後も精神分野の専門職として意見を挙げていく必要があると感じている。また非定型の審査ケースも数件あり協議に時間を費やすことも多く、専門職として障害福祉サービスや利用者等の状況を把握し、意見を述べる必要性を感じた。

(東区障害支援区分認定審査会) 開催回数: 21回

(9) 熊野町障害者虐待防止ネットワーク会議

高杉 宏 (一般社団法人 LEAF)

【ネットワークの協議事項】

熊野町障害者虐待防止ネットワーク会議は、①障害者虐待防止施策に関すること、②障害者虐待についての関係機関等との情報交換及び状況把握に関すること、③障害者虐待に対する具体的な対応に関すること、④養護者の支援に関すること、について協議、検討及び調整を行う。

今年度も昨年度に引き続き、高齢者虐待防止ネットワークと合同で会議が開催された。

【開催日・内容】

開催: 2025(令和7)年1月30日

内容: ①熊野町における障害者虐待の現状報告及び障害者虐待防止に向けての取り組み
②熊野町における高齢者虐待の現状報告及び高齢者虐待防止に向けての取り組み
③熊野町高齢者及び障害者虐待防止ネットワークの統合について

【会議内容】

- ① 2024(令和6)年度の障害者虐待相談件数は、12月末時点で3件あり、うち施設従事者等からの事案通報1件、警察からの事案通報1件、労働基準局→県→町の通報1件であった。現在、終結2件、継続1件。
- ② 高齢者虐待相談件数は、12月末時点で18件。相談経路は、ケアマネ、地域包括、家族、警察。
- ③ 熊野町では、高齢者、障害者それぞれの虐待防止ネットワークによる協議がなされてきたが、2022(令和4)年度以降、虐待防止に関する協議に加え、権利擁護支援に関する協議事項についても話し合いを円滑に行うため、両ネットワーク会議を同時に開催し、分野を超えた協議が図られるようになった。この度、令和7年度から、両ネットワーク設置要綱を統合し、専門性の高い委員構成のもと、高齢者及び障害者が安心して生活を送ることができる環境を整備する。

【所感】

昨年度に引き続き、障害者虐待防止ネットワークと高齢者虐待防止ネットワークの合同会議であった。内容は、本会議後に、第一回目の熊野町成年後見制度利用促進協議会が予定されていたこともあり、虐待防止に関する現状報告及び虐待防止に向けての取り組みを事務局から説明するのみで終了した。行政説明のみの会議であれば、遠方から来られる委員もおられるのでオンライン形式でよいのではないかと提案した。

(10) 広島市域社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会

岩佐 和明 (セルフヘルプ宝町)

【開催会議】

回	日時	会場	内容
1	2024(令和6)年5月28日(火) 18:00～20:00	広島市総合福祉センター	広島県公認心理師の紹介と「心理職」の仕事について

2	2024(令和6)年7月30日(火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	無料定額診療事業 現状と課題
3	2024(令和6)年9月24日(火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	夜回りの会の支援活動状況について
4	2024(令和6)年11月19日(火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	社会的養護出身者等のアフターケアについて
5	2025(令和7)年1月28日(火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	法テラスの制度とその利用方法について
6	2025(令和7)年3月11日(火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター	青少年交流・自立・支援センター CROSS の事業説明と取り組みについて

イ. 報告

- ・2024(令和6)年度現在、広島市域社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会には約50団体が登録している。登録団体は、職能団体、NPO法人等の支援団体、宗教団体、司法行政、福祉行政、市社会福祉協議会(事務局)等である。コロナ禍等、社会のニーズを反映し、参加団体は徐々に増加している。
- ・定例会は、奇数月の第2火曜日で、毎回およそ30人から40人の出席者がある。
- ・定例会は構成員の要望にもとづくテーマに沿って、話題提供者から実践報告と各出席者からの各回のテーマに情報提供が行われる。
- ・支援団体にとって重要な情報交換の場、新たな取り組みを提案、検討、実践する場となっている。
- ・社会的孤立・生活困窮者の中には精神疾患を有する場合もある一方、課題が多岐にわたり、様々な支援機関と常に連携を図ることが求められている。

(11) 広島県若年性認知症支援ネットワーク会議

中村 真智子(草津病院)

今年度の開催はなかった。

(12) 広島県依存症対策連絡協議会

大歳 明子(相談支援事業所 ACT ひろしまリベルタ)、末政 悠子(呉みどりヶ丘病院)

広島県アルコール健康障害対策推進計画及びギャンブル依存症対策推進計画の総合的かつ計画的な対策の推進に關し、以下の事項について関係機関及び団体からの意見聴取のため2022(令和4)年度より設置。

1. 依存症対策推進計画の策定、見直し及び普及に關すること。
2. 依存症対策推進計画の実施状況の把握及び評価に關すること。
3. 取組の成果についての検証に關すること。
4. その他目的達成に必要と認められる事項に關すること。

【開催】

今年度の開催はなかった

広島県依存症対策連絡協議会 ギャンブル部会

末政 悠子(呉みどりヶ丘病院)

ギャンブル部会会議は2024年度開催されていない。

令和6年度から令和11年度までの6年間の計画として「広島県依存症対策推進計画」が策定されたため、目標達成に向けて取り組みが行われているところである。ギャンブル等依存症対策については、オンラインの

普及により、問題が広がりかつ深刻となっていることも考慮し、早急な対策が求められているが、自身も含め、支援者側も知識と経験がまだ浅い現状がある。県の計画にもあるように、今まで培ってきたアルコール等に対する依存に関する施策・ネットワークを参考に展開していくこと、また、これらとの有機的な連携も図ることが求められている。私たち精神保健福祉士に何ができるか、まずは県の実情や事例を知ることから、研修などを通して取り組んでいきたいと感じている。

(13) 広島市精神保健福祉審議会

上田 章子（己斐ヶ丘病院）

開催なし

(14) 広島県成年後見制度等推進検討会議

光岡 美里（小田クリニック）

1回目：2024（令和6）年 7月4日（木） 13:30～15:00

2回目：2024（令和6）年 9月11日（水） 13:30～15:00

3回目：2024（令和6）年11月4日（木） 13:30～15:00

4回目：2025（令和7）年1月23日（木） 10:00～11:30

全てZoomによるオンライン開催。成年後見制度等権利擁護に関するガイドラインの作成と市民後見人の養成について検討された。

【ガイドラインの概要】

- (1) 成年後見制度首長申立てガイドライン（主な対象：行政職員、社会福祉協議会職員）
- (2) 成年後見制度利用ガイドライン（支援者等関係者向け）（主な対象：相談支援機関、医療機関、金融機関等の職員）

以上を2025（令和7）年3月25日付で、広島県ホームページより公開している。

市民後見人の養成については、県内全域で取り組みを推進したい考えがあり、既に養成を取り組んでいる県内先進地の現状などを委員で共有し、養成講座の内容や取り組みへの課題等を検討した。

第1号議案 2024（令和6）年度収支決算に関する件

I. 2024年度決算報告及び監査報告

(様式1-1)

貸 借 対 照 表

2025(令和7)年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,999,774	3,520,174	479,600
未収会費	35,000	25,000	10,000
流動資産合計	4,034,774	3,545,174	489,600
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
固定資産合計	0	0	0
資産合計	4,034,774	3,545,174	489,600
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	23,680	12,920	10,760
前受金	5,000	5,000	0
預り金	13,335	270	13,065
仮受金	0	5,000	-5,000
流動負債合計	42,015	23,190	18,825
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	42,015	23,190	18,825
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(2) その他一般正味財産	3,992,759	3,521,984	470,775
一般正味財産	3,992,759	3,521,984	470,775
正味財産合計	3,992,759	3,521,984	470,775
負債及び正味財産合計	4,034,774	3,545,174	489,600

(様式2-1)

正味財産増減計算書

2024(令和6)年4月1日から2025(令和7)年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0
受取入会金	12,500	28,000	-15,500
受取入会金	12,500	28,000	-15,500
受取会費	1,190,000	1,205,000	-15,000
正会員受取会費	1,190,000	1,205,000	-15,000
事業収益	227,346	163,900	63,446
研修会参加費	227,346	163,900	63,446
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	654,527	483,000	171,527
受取負担金	654,527	483,000	171,527
受取寄付金	0	0	0
為替差益	0	0	0
雑収益	610	42,843	-42,233
受取利息	610	31	579
雑収益	0	42,812	-42,812
経常収益計	2,084,983	1,922,743	162,240
(2) 経常費用			
事業費	613,354	465,875	147,479
臨時雇賃金	9,000	12,000	-3,000
旅費交通費	110,677	51,102	59,575
通信運搬費	17,270	2,252	15,018
消耗品費	0	29,730	-29,730
印刷製本費	20,530	36,410	-15,880
賃借料	99,420	81,070	18,350
諸謝金	301,000	220,700	80,300
委託費	18,269	6,308	11,961
雑費	37,188	26,303	10,885
管理費	1,000,854	1,848,175	-847,321
委員等報酬	250,000	305,000	-55,000
旅費交通費	35,580	56,031	-20,451
通信運搬費	294,021	215,808	78,213
消耗品費	45,075	79,697	-34,622

印刷製本費	36,110	115,400	-79,290
租税公課	15,031	31,292	-16,261
支払負担金	45,000	15,000	30,000
支払寄付金	0	30,000	-30,000
委託費	236,260	916,768	-680,508
雑費	43,777	83,179	-39,402
経常費用計	1,614,208	2,314,050	-699,842
評価損益調整前経常増減額	470,775	-391,307	862,082
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	470,775	-391,307	862,082
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
固定資産減損損失	0	0	0
災害損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	470,775	-391,307	862,082
当期一般正味財産増減額	470,775	-391,307	862,082
一般正味財産増減額	470,775	-391,307	862,082
一般正味財産期首残高	3,521,984	3,913,291	-391,307
一般正味財産期末残高	3,992,759	3,521,984	470,775
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0

指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	3,992,759	3,521,984	470,775

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当ありません。

2. 重要な会計方針

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

3. 重要な後発事象

該当ありません。

4. その他

該当ありません。

監査報告

2024 年度事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他理事の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監事の監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、各監事が分担して、必要な調査を行い、その結果を監事間で協議して、監査を実施しました。

具体的には、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、隨時説明を求めました。その上で、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年 5月 12日

一般社団法人広島県精神保健福祉士協会

監事 金子 努 

監事 奥崎 真理 

第2号議案 2025（令和7）年度事業方針・計画（案）に関する件

I. 2025（令和7）年度事業方針関係

1. 事業方針

現在、わが国では「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けて、ようやく様々な取り組みが各地域で聞かれるようになってきた。しかし、一方で、精神科病院での虐待事件や進まない地域移行など、大きな課題も残っている。私たち精神保健福祉士は、精神障害者の社会的復権と共生社会の実現のため、専門性を意識しながら研鑽を積み、組織としての「強み」を活かして、専門職としての責務を果たすべく活動を行わなければならない。

（一社）広島県精神保健福祉士協会でも、「ともに」をキーワードに、精神障害者当事者、家族、他団体、市民と「つながり」を築きながら、「共生社会実現」の方策を模索してきた。しかし、振り返ってみると高い理想とは裏腹に、組織としての「強み」は薄れ、運営上の課題が山積している現状も否めない。

そこで今年度は、今一度専門職としての「強み」を発揮できる組織になるべく、「組織づくり」に注力していく。これまでの活動を見直し、真に「協会として必要なこと」「協会としてやりたいと思えること」に力を集中させることで、協会員一人一人が、主体的に参加し、様々な知恵や情熱が結ぶことができる魅力を持った組織を目指す。

（ア）専門性の質の担保と向上

専門性の質の担保と向上は、専門職として必要不可欠な要素である。職場内教育・スーパービジョン等に加え、専門職能団体として協会員の需要や様々な実践に即した知識と技術の向上に加え、専門職として根幹となる価値・倫理を再確認できるような研修・支援体制づくりを行っていく。

（イ）専門職能団体としての基盤・組織整備

専門職としての責務等を果たせる組織基盤・機能を充分に有するよう、専門職能団体としての組織機能の強化のための活動を推進していく。

（ウ）精神保健福祉発展のための地域社会活動の推進と政策提言・情報発信

法人化した専門職団体としての社会活動や具体的な政策提言を行う。

（エ）持続可能な組織運営に向けた運営方法の見直し

協会運営にかかるすべての協会員の負担を減らすため、会議の在り方、情報共有の在り方を見直す。

また、デジタル化を推進するためのツールを精査し、効率化に役立つものは積極的に取り入れる。

協会活動に参与する協会員を増やすための取組みも積極的に行っていく。

（1）2025（令和7）年度 定時総会

ハイブリッド開催とし、書面による決議とする。

（2）理事会

月1回、オンライン（状況によっては対面又はハイブリッドも検討）で開催する。

（3）事務局体制（県支部事務局も兼ねる）

事務局長：岩田 卓郎（串戸心療クリニック）

庶務担当：尾川 蘭、川本 温子（竹原病院）、井平 智子（ジョブース ガーベラ）

会計担当：森野 杏子（賀茂精神医療センター）

県支部連携担当：大下 哲史（賀茂精神医療センター）

① 広報活動

ホームページ及びメーリングリスト・メールメイトを活用していく。また、会員が企画する研修・イベント案内や意見・要望については、ホームページ「問い合わせフォーム」より受け付ける（「問い合わせフォーム」は事務局宛に届き、役員会メーリングリスト等を使用し、その判断を決定することとしている）。

一般社団法人広島県精神保健福祉士協会ホームページ

URL : <https://hiroshima-psw-mhsw.com/>

組織強化部会と連携を持ちながら新規入会者の獲得を目指す。

② 会費納入

当協会は会員の会費によってその運営財源が賄われている。会計担当より会費納入依頼を行っている。

2025（令和7）年度も引き続き会費納入率100%を目指し、会員一人一人の協力をお願いする。

会費納入の締切は8月末を原則とする。

③ 名簿管理

会員の個人情報について適性に管理する。また、記載内容に変更が生じた際には、すみやかに変更届フォームにて申告してもらうよう会員へ周知を図る。

定款第10条にある通り、会員名簿は主たる事務局に据え置く。6月末日時点での名簿を会員全員に配布する。また、既発行済みの名簿に関しては当協会作成のプライバシー・ポリシーに従い、当該年度の名簿配布後は、速やかに、前年度名簿をシュレッダー等で厳重に破棄し処分してもらうことを徹底する。

名簿に掲載された内容に変更等がある場合は、6月末までに変更届フォームにて入力をお願いする。

④ 相談窓口の運営

会員の心理的支援及び本会の健全な運営を目指すため、会員の職務上及びその他活動における窓口を設置している。相談は、協会ホームページの会員専用ページから専用フォーム「会員専用相談窓口」にて受け付ける。（「会員専用相談窓口」は会長及び事務局長宛に届き、三役にて検討。必要に応じ、理事会でも検討し、その判断を決定することとしている）。

2. 部会の方針

（1）研修部会

【部会体制】

部会長：中原 直子（（医社）川岡クリニック広島メディカルクリニック）

副部会長：渡辺 大貴（相談支援事業所ヴァンベル）

部会員：岩本 麻寿美（広島県教育委員会）、内村 明人（竹原病院）

笹木 博之（ウェルビー株式会社ウェルビーチャレンジ広島駅前センター）、

西本 幸子（就労継続支援A型ジョブースガーベラ）、

向井 梓子（尾道さつき会グループホームブライト）

【事業計画】

- 精神保健福祉士の倫理原則におけるクライエントへの関わり、専門性の向上、（一社）広島県精神保健福祉士協会の定款に基づき、精神保健福祉士の実践、かかわりに関する知識及び技術の向上、倫理及び資質の向上を図ることを目的とした研修会を開催する。
- 研修会は、年間2回（上半期1回テーマ（案）アサーティブコミュニケーションについて（組織強化部会懇親会との合同開催、下半期1回テーマ（案）精神科病院での虐待事件を通して考える精神保健福祉士の役割～精神障害者の社会的復権とは～、精神科医療にかかわる精神保健福祉士の虐待予防チェックリストについて学ぶ）を予定する。

- ・広報周知では、県協会ML、MM、ホームページ等の積極的な活用に加えて、県協会部会、教育機関、他団体との連携を行い、その際、研修開催の意図、目的を具体的に伝える。
- ・研修運営の充実、部会員の負担軽減、今後の研修部会担い手の育成等考慮し、誰でもが分かりやすくスムーズに研修開催等できるよう、マニュアル作成に取り組む。

(2) ケアマネジメント部会

【部会体制】

部会長：光岡 美里（小田クリニック）

部会員：尾添 隆（府中みくまり病院）、垣尾 泰弘（ワークセンターなかよし）、

金子 百合子（地域生活支援センターまほろば）、河本 伸（ディーキャリア広島オフィス）

中村 真智子（こころホスピタル草津）、長谷部 隆一（広島国際大学）、

【事業計画】

- ・県民のメンタルヘルスの課題解決の一助になる取り組みを行う。
- ・障害当事者主体の立場に立ち地域生活支援を進める。ストレングス視点と生活者の視点による、リカバリー志向のケアマネジメント普及及び、地域生活支援システムの構築を目指す。
- ・障害がある人もない人も「ともに」生きていく社会の実現を目指す。

【実施予定事業】

事業計画に伴って以下の事業を実施する。

(1) 第20回 地域実践のための精神保健福祉講座

開催日時	2025(令和7)年9月下旬から10月上旬のいずれかの土曜日
共催	広島県精神障害者支援事業所連絡会
開催会場	広島市内
参加者数	100名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広く各専門職や一般の方にも、精神保健福祉士の社会的役割について啓発する内容とする。 ・「地域でともに生活をすることを支える」をテーマとし、メンタルヘルスの課題解決に向けて、中長期的な視点をもち戦略的に行う。そのため専門職以外の方の参加、広く県民の参加も促し、地域ぐるみで支える包括ケア考査の一助とする。

(2) 障害者ケアマネジメント スキルアップ研修

開催日時	2026(令和8)年2月中旬
共催	広島県精神障害者支援事業所連絡会
開催会場	状況に応じオンラインも選択
参加者数	60名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・駒澤大学 佐藤光正教授によるミスピジションモデルによるケアマネジメント研修を実施。広島県内の障害当事者の方にもご協力いただき、講義とグループワークなどによる演習を通して学習する。

(3) 組織強化部会

【部会体制】

部会長：森川 尚子（ヴィータ）

副部会長：田岡 史光（賀茂精神医療センター）

部会員：井原 美香（ここコンシェル）、平岡 拓（友和病院）、

藤井 柔郎（地域生活支援センターまほろば）、村上 百花（宗近病院）、

山中 天真（ここリビング）

【事業方針】

今年度も引き続き「ともにつながる」をテーマに会員同士の交流の機会をつくる。交流を通して、会員同士のネットワークを強化し、会員の協会に対する意見などを反映し、協会に対する帰属意識を高め、もって広島県の精神保健福祉の更なる発展に寄与することを目指す。

大学のオープンキャンパスへ参加して、精神保健福祉士の活動や魅力を発信していく事で、精神保健福祉士を目指す人材確保に取り組む。

三団体との交流イベントにかかる企画・運営に携わり、他団体との連携強化を目指す。

【事業計画】

- ・部会会議は隨時開催
- ・交流会 年2~3回開催。
7月に研修部会との合同企画を実施予定。
- ・協会員が各部会活動へ参加・体験できる機会を提供する。
- ・大学オープンキャンパスへの参加
- ・三団体交流イベントにかかる企画・運営
- ・イベント時に活用するのぼり旗の作成

【地区協力員】

各圏域の協力員に災害時の情報収集や各地区での会員派遣依頼の際等に中心的な役割を担っていただく。

任期は2年の予定。今年度は2年目となる。

中央 — 石原裕子（地域生活支援センター365）

尾三 — 未定

北部 — 未定

西部 — 小川昌智（さくら相談支援事業所）

福山 — 飯泉姿帆（精神保健センターえきや）

呉 — 茜口陽明（呉医療センター）

広島 — 未定

(4) 倫理部会

【部会体制】

部会長：

部会員：力石 実果（下永病院）、竹宮 孝宏（地域生活支援センターさ・ポート）、

永谷 有里（楽生苑相談支援事業所）、長谷部 隆一（広島国際大学）、

藤若 千恵（相談支援事業所ほのぼの）、

* 今後、増員する予定。

【事業方針】

ソーシャルワーク実践の共通基盤は、倫理綱領である。その倫理綱領をより身近にしていくために「倫理を身近に・共に考える」をスローガンとし倫理について考える機会を提供する。

【事業計画】

- ・部会は、毎月1回開催予定
- ・「協会活動及びPSW業務振り返りシート」を作成して7年が経過した。当時のことを知らない新入会者も増えたため、利用状況等確認するために、アンケート調査を実施する。
- ・アンケート調査を実施後、調査結果を集計し分析を行い、2026(令和8)年度に改訂版を作成すべきか協議していく。
- ・引き続き各部会主催の研修会案内に「この研修は、倫理綱領の〇〇を特に意識して開催します」と記載していくべき、倫理綱領を意識する機会を増やしていく。
- ・倫理WEB動画を県内外の大学授業などの利用については継続する。

3. 委員会等の方針

(1) 基幹研修委員会

【委員会体制】

委員長：嶋屋 孝洋（ソーシャルインクル一株式会社）

委 員：木野内 留美（ももの里病院）、古川 恵（ふたば病院）

委員の増員を行い、体制強化を目指す。

【事業方針・事業計画】

- ・(公社)日本精神保健福祉士協会生涯研修制度への関心を持ってもらい、基幹研修への参加者を増やすことにより、当協会会員の資質向上を目指す。
- ・他県の基幹研修開催状況について情報収集を行い、ニーズに応じた内容で計画する。
- ・今年度は「基幹研修Ⅰ」を開催する。
- ・開催後は、参加者の感想等を広報などで紹介し、次年度以降の参加意欲につなげるようする。

(2) 災害対策支援委員会

【委員会体制】

委員長：藤井 知佳（フロントライン）

委 員：赤木 英子（広島県教育委員会）、大成 杏子（広島市己斐・己斐上地域包括支援センター）、得能 千佳（小泉病院）

【事業方針】

（一社）広島県精神保健福祉士協会会員の災害支援活動に関する意識を高めるための活動を行う。連携強化の観点から、平時の支援ネットワークの構築に努める。

精神保健福祉士として、発災後の県民のメンタルヘルスの課題解決の一助についても検討する。

【実施予定事業】

- ・協会内災害対策計画の見直しを適宜行い、現状に則した内容に改編する。
- ・災害エントリーシートの協会内周知、登録者増の働きかけ
- ・発災後スクリーニングシートの見直し
- ・平時の連携強化（防災テストメールの運用）
- ・協会員に向けての啓発や研修企画
- ・広島県災害復興支援士業連絡会への参画、協力

- ・その他、災害対策支援に関すること

(3) 司法福祉委員会

【委員会体制】

委員長：原田 葉子（相談支援センター「オフィス風」）
委 員：上堂蘭 順代（ジェイ・ワークス株）、橋本 圭子（広島文教大学）、
岩佐 和明（セルフヘルプ宝町）
委員の増員を行い、体制強化を目指す。

【事業方針】

- ・広島弁護士会をチームリーダーとする「更生保護プロジェクト」へ参画し、広島県社会福祉士会とともに、触法の障害のある方の判決前後の支援を検討する。当協会においての受任者を選定し、障害当事者の地域生活支援の一助を担う。生き辛さを抱えておられる方の住みやすい地域づくりに寄与する。
- ・上記の事業方針を達成するために、司法福祉委員会への協会員の司法との連携やそれに伴う支援技術のスキルアップ、支援ネットワーク構築に繋がる活動を行う。

【実施予定事業】

- 委員会事業方針に沿って以下を実施する。
- ・広島弁護士会主催 更生保護プロジェクト会議への出席
 - ・更生保護について広島弁護士会からケース相談があった場合、受理についての協議と受任者の選定
 - ・更生保護プロジェクト支援の検証
 - ・協会員のスキルアップに繋がる研修企画
(広島県社会福祉士会との共催や、人員が少ない広島県東部での開催を検討)

その他、更生支援に関すること

4. 社会的活動

- | | |
|--|--------------|
| ・広島県精神障害者地域生活支援推進協議会 | 大歳 明子 |
| ・広島県精神医療審査会 委員 | 新田 美奈子、有光 憲子 |
| ・広島県依存症対策連絡協議会 | 大歳 明子、末政 悠子 |
| ・広島県若年性認知症支援ネットワーク会議 | 中村 真智子 |
| ・広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス利用援助センター
高齢者・障害者の権利擁護を進めるひろしま社協委員会
福祉サービス利用援助事業契約締結審査部会 | 光岡 美里 |
| ・広島県福祉サービス運営適正化委員会 委員 | 井川 友美恵 |
| ・広島市精神医療審査会 委員 | 中川 裕子、林 真由美 |
| ・広島市障害者自立支援協議会 委員 | 原田 葉子 |
| ・広島市障害支援区分認定等審査会 委員 | 黒杭 香代、中原 直子 |
| ・広島市精神保健福祉審議会 委員 | 上田 章子 |
| ・社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会 | 岩佐 和明 |
| ・一般社団法人 広島県精神保健福祉協会 役員 | 大歳 明子 |
| ・広島県成年後見制度等推進検討会議 委員 | 光岡 美里 |
| ・呉市権利擁護センター運営委員会 委員 | 光岡 美里 |
| ・広島県社会福祉協議会賛助団体 | |

第3号議案 2025（令和7）年度予算（案）に関する件

収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科 目	来年度予算額	予 算 額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0
受取入会金	40,000	40,000	0
受取入会金	40,000	40,000	0
受取会費	1,250,000	1,250,000	0
正会員受取会費	1,250,000	1,250,000	0
事業収益	330,000	330,000	0
研修会参加費	330,000	330,000	0
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	393,000	393,000	0
受取負担金	393,000	393,000	0
受取寄付金	0	0	0
為替差益	0	0	0
雑収益	10,000	10,000	0
雑収益	10,000	10,000	0
経常収益計	2,023,000	2,023,000	0
(2) 経常費用			
事業費	730,000	662,000	68,000
臨時雇賃金	50,000	50,000	0
旅費交通費	100,000	50,000	50,000
印刷製本費	30,000	30,000	0
賃借料	90,000	62,000	28,000
諸謝金	400,000	400,000	0
支払負担金	10,000	10,000	0
委託費	10,000	0	10,000
雑費	40,000	60,000	-20,000
管理費	1,450,000	1,450,000	0
委員等報酬	310,000	310,000	0
旅費交通費	90,000	90,000	0
通信運搬費	250,000	200,000	50,000
消耗品費	100,000	50,000	50,000
印刷製本費	200,000	300,000	-100,000
支払負担金	50,000	50,000	0
委託費	280,000	280,000	0

雑費	150,000	150,000	0
諸会費	20,000	20,000	0
経常費用計	2,180,000	2,112,000	68,000
評価損益調整前経常増減額	-157,000	-89,000	-68,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-157,000	-89,000	-68,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
固定資産減損損失	0	0	0
災害損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-157,000	-89,000	-68,000
当期一般正味財産増減額	-157,000	-89,000	-68,000
一般正味財産増減額	-157,000	-89,000	-68,000
一般正味財産期首残高	2,965,291	3,054,291	-89,000
一般正味財産期末残高	2,808,291	2,965,291	-157,000
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	2,808,291	2,965,291	-157,000

第4号議案 協会事務局移転について

【提案内容】

・一般社団法人広島県精神保健福祉士協会の主たる事務所所在地を、

「広島県安芸郡熊野町吳地四丁目 11 番 5 号」 から

「広島県廿日市市串戸 4 丁目 2 番 16 号」 に変更する。

そのためには、本会の定款第 2 条（主たる事務所）を次のとおり変更する必要がある。

なお、変更時期は、令和 7 年 7 月 31 日頃とする。

定款第 2 条（主たる事務所）

当法人は、主たる事務所を広島県廿日市市串戸 4 丁目 2 番 16 号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

【提案理由】

これまで、会員が所属する事業所に主たる事務所を置いていたが、この度当該会員が退会することとなった。それに伴い、従たる事務所として実動を担っていた事務局に変更することとした。

主たる事務所所在地を変更するためには、定款変更が必要であるため、この度の提案となった。

一般社団法人広島県精神保健福祉士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人広島県精神保健福祉士協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県安芸郡熊野町吳地四丁目11番5号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神障害者の社会的復権と権利擁護及び福祉のための専門的・社会的活動を進め、精神保健福祉に関する広島県民への普及啓発活動等の事業を行い、もって広島県の精神保健福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉士の実践に関する知識及び技術の向上に関すること
- (2) 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活支援と権利の擁護に関すること
- (3) 広島県民の精神保健及び福祉の保持・増進に関すること
- (4) 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関すること
- (5) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査及び研究に関すること
- (6) 精神保健福祉に関する諸施策の要望、提言及び促進に関する事業
- (7) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会の事業等への協力
- (8) 社会福祉専門団体その他の関連団体との連携に関すること
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要なこと

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をできない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、会員総会及び理事会のほか、理事及び監事を置く。

第3章 会 員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 広島県精神保健福祉士協会の会員であった者又は精神保健福祉士法第28条の規定により精神保健福祉士として現に登録されている者であり、かつ、広島県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会で別に定める入会申込方法により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、理事会で別に定める方法により、入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 入会金及び年会費は、会員総会において定める。

(2) 既納の会費、その他の拠出金は、返還しない。

(3) 退会に際しては、未納分を納付する。

(社員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。当該会員名簿をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会で別に定める退会方法に沿って退会することができる。

2 退会に際して未納会費がある場合は、その全額を納入しなければならない。

3 第1項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

(1) 定款及び諸規程並びに職業倫理等に反する者など、理事会等で会員の身分について審議中の者

(2) その他会長が退会を認めることが不適当と判断する者

(除名)

第12条 当法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第22条第2項に定める決議に基づき当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、会員総会の日から1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明する機会を与えるなければならない。

(1) 当法人の定款その他の規定、規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が当該年度末までになされなかったとき

(2) 死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき

(3) 精神保健福祉士法第32条第1項又は第2項、第33条により、精神保健福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金等は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(種類)

第15条 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成及び議決権)

第16条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支決算の承認
- (3) 収支予算の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 役員の報酬等の額又はその規定
- (7) 会員の除名
- (8) 定款の変更
- (9) 解散
- (10) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (11) 前各号の他、一般法人法に規定する事項

(開催)

第18条 定時会員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、理事会が必要と認めたとき又は総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員からの会議の目的たる事項を理事会で別に定める書式に示して請求があったとき、開催する。

(招集)

第19条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い副会長がこれを招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 会員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して書面で招集通知を発するものとする。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会招集の請求をすることができる。

(定数)

第20条 会員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席で成立する。

(議長)

第21条 会員総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第22条 会員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

（5）その他法令で定められた事項

（書面による表決）

第23条 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は一般法人法所定の電磁的方法をもって議決権を行使することができる。また、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議決、報告の省略）

第24条 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の議決があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があつたものとみなす。

（議事録）

第25条 会員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印して、会員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役 員 等

（役員の設置等）

第26条 当法人に、次の役員を置く。

（1）理事 5名以上

（2）監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

4 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（役員の選任方法）

第27条 当法人の理事は、会員総会の決議によって選任する。

2 当法人の監事は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。

3 当法人の会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

（職務・権限）

第28条 会長は、当法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、会の事務を掌握し、整理する。

4 理事は、理事会を構成し、会長、副会長及び事務局長を補佐し、当法人の運営を決するとともに会務を執行する。

（監事の職務権限）

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、定款第26条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員総会で議決された場合はこの限りではない。

2 理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を取引後遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第34条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事

が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(相談役)

第35条 当法人には、相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の決議を受けて会長が委嘱する。

3 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 前項に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

5 相談役の委嘱期間は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

第6章 理事会

(構成)

第36条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長の選定及び解職
- (5) その他会員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項の決定

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故等あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長（会長に事故等による支障があるときは出席理事）及びその会議において選任された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会で別に定める理事会規則による。

第7章 会 計

(構成)

第42条 当法人の資産は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会より支払われる支部活動協力費等
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第43条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会で別に定める。

(経費の支払い)

第44条 当法人の経費は、資産をもって支払う。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の定時会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て直近の定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を受けて会長が委嘱する。
- 4 職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第52条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(特別の利益の禁止)

第53条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会で別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会で別に定める。